

東京都板橋区農業委員会

第24期第33回定例総会議事録

令和5年3月24日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 33 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 5 年 3 月 2 4 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 8 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5		9	
2		6		10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について (資料1)
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計5件 (内訳: 4条関係2件、5条関係3件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 令和5年度成増農業体験学校事業計画について (資料5)
- (4) 令和4年度農業スキル育成講習事業報告及び農のサポーター制度の策定について (資料6)
- (5) 特定農地貸付の用に供される農地における巡回等作業実績報告書について (資料7)
- (6) 認定都市農地の利用状況の報告書について (資料8)
- (7) 国有農地見回り調査結果について (資料9)
- (8) 東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画について (資料10)

3 次回日程

日 時 令和5年4月27日(木) 午後4時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	田中 はつ江	委員
	田中 いさお	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第33回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、田中はつ江委員、田中いさお委員を指名させていただきます。欠席の届出が安井一郎委員、本橋政春委員、染宮利章委員、木村博之委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>それでは1ページ、資料1をご覧ください。徳丸四丁目の生産緑地、生産緑地番号107の一部について、申請者が、農地の所有者から借り受け、北野小学校の学童農園として使用するという申請が区の方に2月24日にございました。こちらは後ほど認定都市農地の利用状況の報告書についてでもご報告する予定ですが、今年度の4月に事業計画の決定を受けたもので、契約が令和5年4月30日までとなり、1年毎に事業計画の決定審査が必要になるため、申請があったものでございます。貸借を行う生産緑地の所在地は、2ページの案内図のとおりで、北野小学校の北西側、赤塚第一中学校の北側でございます。3ページから9ページが事業計画書、10ページ、11ページが土地の使用貸借契約書となっております。</p> <p>農業委員会において審議すべき項目については、パンフレットの4ページをご覧ください。本件の借受人は区立小学校であり、借受人欄のJ・A・区市に該当するため、認定要件①の項目を満たしているかを確認することとなります。</p> <p>それでは要件①、都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行うについてです。下の表に具体的な基準が示されておりまして、基準1の(1)から(4)のいずれかと、基準2に該当することが必要となります。それでは、資料4ページの項目3をご覧ください。記載の内容は、学童が農業体験を行うこととなっておりますので、基準1の(2)を満たしております。また、資料4ページの下、具体的な事業内容を記載する箇所に、所有者は借主が適切に営農しているかの確認及び周辺住民からの相談対応を40日以上行う旨記載があり、貸付人の年間農業従事日数が借受人の1割以上従事する計画となっておりますので、基準2の項目も満たしております。</p>

<p>会 長</p>	<p>現地の状況は、画面をご覧ください。仕切り板を付けて、きれいに整地されておりました。</p> <p>以上、要件と現地の状況を確認いたしました。問題がないようでしたら、12ページのとおり、農業委員会会長から板橋区長あてに当該事業計画が適正である旨を回答させていただきたいと思っております。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、こちらの申請について回答通知の発行手続きをお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（2）農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>13ページ資料2をご覧ください。</p> <p>こちらは、令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立し、そのなかで、農業委員会法7条が改正され、令和5年4月1日の施行が予定されております。令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の最適化の推進に関する指針については、作成が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められております。そこで13ページから15ページにございます、活動指針（案）を農林水産省及び東京都農業会議と調整をしながら作成いたしましたので、委員の皆様にご審議いただきたいと思いますと思っております。</p> <p>まず、1の基本方針ですが、板橋区産業振興構想2025を軸として、板橋区産業振興事業計画を策定し、都市農地の保全と区内農業者の支援のため、遊休農地の発生防止及び農地制度の周知に積極的に取り組んでいくこととしています。</p> <p>活動計画は主に8つございますが、特に14ページの（2）農地等の利用の最適化を推進する活動においては、農地利用状況調査の充実や都市農地貸借円滑化法の制度周知と活用の推進など、農地利用の最適化に努める旨を記載してございます。</p> <p>また、15ページの（6）にあります通り、地域農業の確立に向けた活動として、地場農産物の普及促進事業や、小中学校等における栽培授業の支援など、地域農業の確立に向けた活動も行っていく旨を記載してございます。</p> <p>内容に問題がなければ、定例総会終了後、東京都へ令和5年度板橋区農業委員会活動指針として提出したいと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>

福 島 委 員	<p>実際にニーズがあるかどうかわからないが、相続土地国庫返納制度は入れなくても大丈夫ですか。板橋区内の管理できない土地を国に返すという制度が始まるので、それも指針の中に入れるのはどうでしょうか。</p>
農政担当係長	<p>令和5年度から、初めて指針を作成することや、現時点では、そういった事例が上がっていないことを鑑みて、一度指針を作成させていただき、今後事例が発生した際に、次の指針の見直しを行う際に検討したいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
福 島 委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、令和5年度板橋区農業委員会活動指針として東京都への提出をお願いいたします。 続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、16ページ、資料3をご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、令和5年2月11日から令和5年3月10日までに届出があったもの、2件ございます。 専決番号1、土地の所在が徳丸七丁目10番14で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は366平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、16ページ下の案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、紅梅小学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年7月着工、令和5年12月完了予定、鉄骨造3階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
事 務 局 長	<p>専決番号2、土地の所在が徳丸六丁目902番30で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は29平方メートル、転用の目的は駐車場です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、17ページの案内図で専決番号2の矢印が指しているところ、紅梅保育園の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は駐車場となっており、現況に対する届出でございます。</p>

会 長	<p>4条関係2件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので続いて5条関係お願い致します。</p>
事 務 局 長	<p>引き続き、18ページにお進みください、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。こちらも令和5年2月11日から令和5年3月10日までに届出があったもので、3件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が成増四丁目564番1、4、565番1、3、4、567番1、2、568番、569番、572番7の10筆で、登記簿上の地目、現況ともにすべて畑です。面積は合計で3,781平方メートル、転用の目的は共同住宅、分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、19ページ上の案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、赤塚第二中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は畑となっており、令和5年7月着工、令和6年4月完了予定、木造2階建て1棟の共同住宅と木造2階建て3棟の分譲住宅建築予定となっております。</p>
事 務 局 長	<p>専決番号2、土地の所在が高島平一丁目6番6で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は309平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、19ページ下の案内図で専決番号2の矢印が指しているところ、大東文化大学の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、時期は未定ですが、木造2階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
事 務 局 長	<p>専決番号3、土地の所在が赤塚新町三丁目419番1、7の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計で370平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、20ページの案内図で専決番号3の矢印が指しているところ、成増小学校の南東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年9月着工、令和6年5月完了予定、鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>

<p>会 長</p>	<p>5条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、21ページ資料4をご覧ください。令和5年2月11日から令和5年3月10日までに東京法務局板橋出張所より照会のあったものが3件ございました。</p> <p>番号1、土地の所在が徳丸五丁目18番3で、登記簿上の地目は畑、面積は144平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、2月16日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていることを確認し、その旨を2月21日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、22ページ上の案内図で番号1の矢印が指しているところ、板橋徳丸五郵便局の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は雑種地となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>番号2、土地の所在が蓮根二丁目35番4、6、7の3筆で、登記簿上の地目は、いずれも畑、面積は合計で5,284平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、2月22日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていることを確認し、その旨を2月24日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、22ページ下の案内図で番号2の矢印が指しているところ、西台中学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は駐車場及び店舗建設中となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>番号3、土地の所在が徳丸四丁目32番1で、登記簿上の地目は畑、面積は293平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、3月10日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていることを確認し、その旨を3月15日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、23ページの案内図で番号3の矢印が指しているところ、板橋徳丸五郵便局の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明い</p>

	たします。
書 記	現況は墓地となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(3) 令和5年度成増農業体験学校事業計画について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	<p>それでは、24ページ、資料5をご覧ください。</p> <p>成増農業体験学校は、農業の支援者となる人材を育成することを目的に平成30年度から実施している事業で、今回で6年目となります。実施する内容については、概ね昨年度と同様の内容での実施を考えておりますが、資料の中段に記載してございます、項番3、実施内容の(1)年間を通じて耕作する通年型講習会、下段になりますが(2)季節に応じて春夏コースと秋冬コースを実施する短期型講習会。(3)ご家族を対象とした収穫体験イベントの3種類のコースで実施する予定です。</p> <p>学校の運営についてですが、入札の結果、昨年までと同じランドブレイン株式会社が学校の運営を行うことになっております。</p> <p>それから、少し戻りますが資料の真ん中のところの(1)通年型講習会ですが、定員20名で募集した結果、16名の応募がございまして、4月15日(土)に成増4丁目の農業体験学校で開講式を行う予定です。</p> <p>また、講習の中で、区内農業者との関わりというところでは、今年度も区内農業者の圃場訪問を予定しておりますので、その折にはご協力をよろしくお願いいたします。また、昨年度までの5年間で通年型講習会の受講生は合計80名、このうち修了された方が39名で、この後ご報告いたします農業スキル育成講習、農のサポーター制度や援農ボランティア、区民農園をご利用いただくなど、引き続き農に関わる人材のすそ野を広げていきたいと考えております。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 講習内容はずっと一緒ですか。
農政担当係長	概ね毎回同じ内容で行っている状況です。
会 長	受講された方からの意見も聞いてみたいですね。

農政担当係長	<p>毎回受講者の方々からアンケート調査を行っていて、座学をもっと増やしてほしいというお声もあり、座学の回数を増やしたり、実技の間に座学を挟んだり、工夫しながらやらせていただいている状況でございます。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(4) 令和4年度農業スキル育成講習事業報告及び農のサポーター制度の策定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちら、農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>それでは、25ページ、資料6をご覧ください。 今年度から新規に始めました農業スキル育成講習の事業報告でございます。この講習は、将来的に農業者の耕作作業や区が実施しています収穫体験事業の農作物を育てていただく、担い手となる人材の育成を目的として、新たに実施しているものです。講習場所は赤塚五丁目の農業体験農園で、成増農業体験学校の修了生の中から、受講申込があった4名の受講生で年間25回実施いたしました。栽培した野菜は表中のとおり、22品目を栽培いたしまして、成果物については、近隣の中学生を対象とした収穫体験、子ども食堂への無償提供、並びに受講生が自ら試食し、品質の確認をするなど、成果物の活用をいたしました。 今回の講習を実施するにあたりましては、本日ご欠席されていますが染宮農業委員に実技指導を担っていただき、試行錯誤しながら本事業を実施することができました。また、今回の受講生4名は、所定の講習課程を修了しましたので、全員に修了証書を交付いたしまして、引き続き農のサポーターとして農業に関わる活動を行っていただきたいと思います。 続きまして裏面の26ページにお進みください。 今回農業スキル育成講習を修了されました4名の方の、今後の活動についてご説明いたします。項番2農のサポーター制度の策定について、でございます。今回受講した4名の方は、農のサポーターとして区が登録し、将来的に収穫体験事業や学校給食用の食材を育成する農の担い手として活動していただく予定です。活動場所は、赤塚五丁目の農業体験農園、成増四丁目の成増農業体験学校の圃場を予定しております。活動内容といたしましては、引き続き染宮委員に実技指導をお願いいたしまして、収穫体験事業用の作物や学校給食用の食材を栽培していただくほか、令和5年度の農業スキル育成講習の指導補助などの活動を予定しております。また、収穫物の活用方法といたしましては、児童・生徒を対象とした収穫体験、子ども食堂への無償提供、学校給食食材提供事業に</p>

	<p>おける農作物の出荷を考えております。</p> <p>それから、先ほど少し触れましたが、令和5年度も引き続き農業スキル育成講習を予定してございまして、成増農業体験学校の修了生へ周知したところ、現在4名の受講申込みがございましたので、来月4月から農業スキル育成講習も行う予定です。</p> <p>今回、新たな取組みといたしまして開始しました、農業スキル育成講習、農のサポーター制度の事業にあたりましては、引き続き染宮委員に実技指導を担っていただく予定でございます。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
福 島 委 員	農のサポーター制度は、報酬が出ますか。
農政担当係長	報酬がお支払いできるような制度設計を考えております。
久 保 委 員	正確な名前は忘れてしまいましたが、農のサポーター制度のようなものが以前からあったと思いますが、以前はボランティアで、今回はそうではないという理解で宜しいでしょうか。
農政担当係長	久保委員のおっしゃるとおり、以前から援農ボランティア制度というものがあり、農業者からの派遣依頼を待つ、完全ボランティアという形で運営しておりましたが、現実的にはなかなか依頼がなく、区が行っているイベント等にご協力いただいている状況でございます。したがって、農のサポーターと援農ボランティアは全くの別物として位置付けており、援農ボランティア自体も今後も継続していく予定でございます。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（5）特定農地貸付の用に供される農地における巡回等作業実績報告書について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	27ページ、資料7をご覧ください。 こちらは、毎年1月の定例総会でお諮りしている区民農園の貸借に係る特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による農地の貸借のうち、生産緑地を貸借しているものについて、農地の貸主から巡回等の作業実績報告書の提出があったもので3件ございます。これは、区と貸主との間で締結している使用貸借に関する覚書に

<p>会 長</p>	<p>において、貸主の役割分担として年間40日程度、当該農地が適切に利用されているか見回りを行い、年1回その状況を報告することとなっているものです。</p> <p>27ページから30ページが赤塚二丁目第1農園、31ページから34ページが徳丸五丁目第4農園、35ページから38ページが赤塚一丁目第2農園のものです。現地の状況は画面をご覧ください。</p> <p>いずれも、貸主により年間40日以上見回りされており、特段問題がないものですので、ご説明は以上とさせていただきます。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（6）認定都市農地の利用状況の報告書について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>39ページ、資料8をご覧ください。</p> <p>自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた区立小学校から、2月24日に報告書と合わせて利用状況の様子がわかる写真の提出がございました。これは、認定を受けたものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地の利用状況について、区長に報告しなければならないというものです。現地の状況は画面をご覧ください。ダイコンの播種と収穫前の状況が確認できます。きれいに管理されておりました。</p> <p>今回の報告は特段問題がないものですので、説明は以上とさせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（7）国有農地見回り調査結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>43ページ、資料9をご覧ください。</p> <p>国有農地見回り調査についてです。昨年8月に区内にある国有農地全31件を調査いたしました。そのうち、転用貸付地21件については、現況に変化が生じる可能性が低いため、今回は未貸付地9件及び農耕貸付地1件の計10件について調査を実施しています。3月9日に事務局職員2名で調査を行いましたのでご報告させていただきます。</p>

<p>会長</p> <p>事務局長</p> <p>書記</p>	<p>1番からご確認ください。まず、赤塚新町一丁目です。下赤塚駅の線路沿いに位置します。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして2番、小茂根三丁目です。看板が立てられ、防草シートが敷かれております。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして3番、同じく小茂根三丁目です。先ほどの2番の手前側に位置します。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして4番、小茂根五丁目にある倉庫があるところです。以前から不法投棄が目立っておりました。この状況については、あらためて東京都農業振興事務所に報告を行いたいと考えております。</p> <p>続きまして5番、同じく小茂根五丁目で資材置場となっております。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして6番、小茂根五丁目の会社の敷地の一部です。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして7番、日大板橋病院前にある道路の一部です。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして8番、若木二丁目です。前回と変わりございませんでした。</p> <p>続きまして9番、ゴルフ練習場の道路側フェンス付近です。前回と変わりございませんでした。</p> <p>最後に10番、新河岸の農耕貸付地です。しっかり耕作されている状態でした。今回、耕作している方にお会いすることができませんでした。にんにく、菜花等が植えられておりました。</p> <p>調査結果については、東京都農業振興事務所に報告を行います。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(8)東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>こちららも書記からご説明させていただきます。</p> <p>44ページ、資料10をご覧ください。</p> <p>概要からご説明いたしますが、国で決まった食料システム法により、国から東京都へ区市町村と連名で東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を策定するよう要請があり、東京都が策定したものでございます。</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律が令和4年7月1日に施行されました。それを受けて同法第16条第1項において、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的計画について、東京都と共同で基本計画を策定することとされており、それについて44ページから47ページ</p>
---------------------------------	---

	<p>ジにありますとおり、基本計画（案）が東京都より示されたというものでございます。</p> <p>また、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることとされております。</p> <p>そこで、44ページから47ページにあります基本計画及び48ページにあります、基本計画の共同作成及び基本計画に関する農林水産大臣との同意協議についての承諾書を作成し、運営委員会終了後に東京都へ提出させていただきました。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
福 島 委 員	<p>基本計画はどのような位置付けですか。</p> <p>基本計画では、有機農業の推進や農薬を使わないと書いてあるが、その一方で、成増農業体験学校に関しては、農薬の使い方の講義等がある。それならば、区として有機農業を進めていくべきではないか。</p>
農政担当係長	<p>今回お示しした基本計画は、東京都から急遽依頼があったもので、基本的にはそれに沿って連名で策定する必要があり、板橋区においても、それに沿った形で策定しました。また、区内の農業者さんからの話を伺う限り、無農薬での野菜の栽培は、安心、安全な品質の良い野菜を栽培するうえで、現実的に厳しいといったお話もよく伺います。</p> <p>基本計画から若干ずれている印象を与える側面もございますが、学校の中でも一定程度、農薬についてレクチャーした方がいいと考えています。</p>
事 務 局 長	<p>そもそもこの基本計画は、もともとあるそれぞれの分野の既存で進められている計画を集約させて作られたもので、東京都の区域内に農地のある全部の市区町村の連名が条件とされていた経緯があります。</p> <p>また、無農薬の関係については、この計画の前提として、環境に配慮した農業を進めることとされているため、完全に無農薬を目指すというものではなく、従来の化学肥料の使用量を削減する等、環境に配慮した農業を推進していくという認識を持っています。</p> <p>成増農業体験学校も、従来から農薬を最小限にして実施している現状があるため、基本計画との方向性は、一定程度担保できていると考えております。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>ないようですので、これをもちまして第33回定例総会を閉会いたします。</p>

(終了時間 午後2時55分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 4月20日(木) 午後2時00分
- ・定例総会 4月27日(木) 午後4時00分